

受託研究経費算定用紙

治験薬等名称		
研究課題名		
項目	金額	算出基準
①謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・当該治験の遂行に必要な協力者(専門的・技術的知識の提供者、部外者の治験審査委員等)に対して支払う経費 ・算出基準 → 箕面市報酬及び費用弁償条例に準拠 *14,800円×治験審査委員会開催の予定回数
②旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・当該治験の遂行に必要な旅費 ・算出基準 → 「箕面市職員旅費条例」による *(実費+1,500円×日数+13,000円×泊数)×回数又は人数
③臨床試験研究経費		<ul style="list-style-type: none"> ・当該治験(計画に関する研究を除く)に関して必要となる研究経費 → 類似薬品の対象疾患の研究、他施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成) ・算出基準 → ポイント数×6,000円×症例数 *ポイント数の算出は別表1のとおり
④治験管理経費		<ul style="list-style-type: none"> ・治験薬の保存、管理に関する経費 ・算出基準 → ポイント数×1,000円×症例数 *ポイント数の算出は別表2のとおり
⑤備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・当該治験に必要な機械器具の購入に要する経費
⑥賃金		<ul style="list-style-type: none"> ・当該治験を実施する為に必要な非常勤職員の雇い上げに必要な経費(報酬、各種手当、社会保険料等) ・算出基準 → (③+④)の20%
⑦管理費		<ul style="list-style-type: none"> ・当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、治験審査委員会の事務処理に必要な経費、治験の進行の管理等に必要な経費 ・算出基準 → (①~⑥+⑨)の10%
⑧技術料、機械損料 建物使用料その他		<ul style="list-style-type: none"> ・算出基準 → 技術料、機械損料、建物使用料等として (①~⑦+⑨)の30%
小計		(①~⑧)の合計
消費税		消費税及び地方消費税額
合計		税込金額

⑨被験者負担軽減費		<ul style="list-style-type: none"> ・交通費の負担増等治験参加に伴う被験者(外来)の負担を軽減する為の経費(郵便為替) ・算出基準 → 10,000円×来院回数×症例数
-----------	--	---